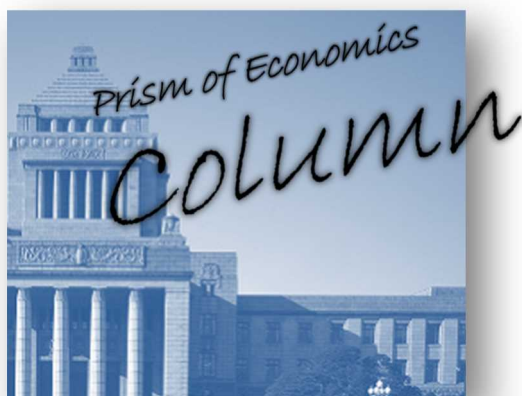


参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題 [コラム]	官民ファンドに再注目 ～国民の関心が薄れたわけではない～
著者 / 所属	星 正彦 / 予算委員会調査室
雑誌名 / ISSN	経済のプリズム / 1882-062X
編集・発行	参議院事務局 企画調整室（調査情報担当室）
通号	229 号
刊行日	2023-10-23
頁	45-46
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/keizai_prism/backnumber/r05pdf/202322903.pdf

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください（TEL 03-3581-3111（内線 75044） / 03-5521-7683（直通））。



国民の関心が薄れたわけではない

官民ファンドに再注目

「官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議幹事会」は、その検証対象とする官民ファンドを(株)産業革新投資機構(JIC)、(独)中小企業基盤整備機構(SMRJ)、(株)地域経済活性化支援機構(REVIC)、(株)農林漁業成長産業化支援機構(A-FIVE)、(株)民間資金等活用事業推進機構(PFI推進機構)、官民イノベーションプログラム、(株)海外需要開拓支援機構(クールジャパン機構)、耐震・環境不動産形成促進事業、(株)日本政策投資銀行(DBJ)における特定投資業務、(株)海外交通・都市開発事業支援機構(JOIN)、(国研)科学技術振興機構(JST)、(株)海外通信・放送・郵便事業支援機構(JICT)、地域脱炭素投資促進ファンド事業の13としている。

そもそも「官民ファンドは、政府・民間から拠出された資金を原資として、政策目的を実現するための投資活動を行うファンドを指します。ここで言う政策目的とは、具体的には、政府の成長戦略の実現や地域活性化への貢献及び新たな産業・市場の創出など、政策的意義のある分野において民間資金の呼び水・補完としての役割を果たし、民間のリスクマネー供給を活発化させることです。」(『財政投融资リポート2023』財務省理財局 9頁)とされている。何ゆえ『財政投融资リポート』に記載されているかということ、財政投融资は、財政政策を有償資金等の活用により実施する手段であり、財政融資、産業投資、政府保証の3原資から成るが、そのうちの産業投資は、政策的必要性が高くリターンが期待できるものの、リスクが高く民間だけでは十分に資金が供給されない事業に対して、リスクマネーを供給するもので、その一つとして官民ファンドがあるからである(「今後の財政投融资の在り方について」財政投融资に関する基本問題検討会(2008年)18頁)。

クールジャパン機構の失敗、赤字垂れ流しとの批判が問題となったが¹、(そういうことに公的資金を投入することの是非はあるものの)そもそもリスクが高い事業に投資することにより、わが国の成長戦略に資するものとするところからすれば、設置当初の段階である程度の損失を被ることは、やむを得ない面もあるのである。

また、財務省に置かれた上記基本問題検討会が2008年であったというのもミソで²、結果として、同年に生じたリーマン・ショックから早期に抜け出すために、官民双方

¹ 2018年9月22日 朝日新聞、2022年11月22日 朝日新聞、2023年2月7日 日本経済新聞等

² 「07年頃から、財務省が一般会計予算の膨張を抑える切り札として、産業投資特別会計と呼ばれる、NTTやJT(日本たばこ産業)株の配当や売却益を歳入とした特別会計の資金を使って、これらのファンドを作ることを各省庁に提案したというのはすでに定説になっている。」(安東泰志「主要なものだけで10も存在乱立する官民ファンドはなぜ有害か」DIAMOND online 2014.10.31)

から資金を拠出し、新規事業に投資しようという気運が高まり、その翌年から J I C、REVIC (の前身) がスタートしている。

なお、官民ファンドは第2次安倍政権 (2012年12月26日～2020年9月16日) で「成長戦略」を実施する手段として多く設立されるようになったと受け取られることが多い。確かに、官民ファンドが安倍政権の「成長戦略」の手段として活用されたのは事実ではあるが、安倍政権下の2013年に設立されたものの中には、クールジャパン機構、A-FIVEなど、すでに民主党政権下で設立が決まっていたものもある。どの政権であったから、という理由ではなく、官民ファンドの活用がこの時期関心が高まっていたという点については注意をしておきたい。

このような官民ファンドの問題点として、まず、政府として明確な定義はなされていないということがある。最大公約数的なところをみると、官民ファンドとは、①国からの出資、貸付等により設置され、②企業など民間事業に対して出資、貸付等を行うファンドであり、③補完性の原則 (市場経済が機能し難い状況において必要最小限の範囲で行うこと)、外部性の原則 (政府の成長戦略の実現、地域経済活性化への貢献、新たな産業・市場を創出する呼び水効果といった政策的意義) のあるものをいう、ということになろう。このうち、①②は外形的に明らかにし得るが、③については、一義的には明確にし難いところがあり、官民ファンドの問題点として従来から幾度となく指摘されている。また、定義が明確化されていないことから、前出の「幹事会」の検証の対象とならないまま、「人知れず」存在するファンドもある。参議院予算委員会が各省庁に提出を求めている「令和5年度総予算に関する要求資料」を見ると、そのようなものとして、公益社団法人グローバルヘルス技術振興基金がある。政府として定義を明確化し、すべてのファンドを検証の対象とすることが望まれる。

加えて、監督官庁が多岐にわたるという点がある。前出の「幹事会」が検証の対象としているファンドについて見ても、経済産業省、内閣府、金融庁、総務省、財務省、農林水産省、文部科学省、国土交通省、環境省と多い。勿論、根拠法を有するものが多いが、耐震・環境不動産形成促進事業のように、緊急経済対策の閣議決定と要綱だけが根拠のものもあり³、国会の監視が行き届いているとは言い難い。財務省当局と各省庁の間で個別に話がつけば設立されてしまうという点が問題である。

また、政府部内での検証は、2013年9月27日閣議口頭了解で設置された「官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議幹事会」で行っており、当初は年2回、春と秋に実施されてきたが、2019年以降は年1回秋に減じられており、政府部内での熱量が下がっていると言えなくもない。しかし、官民ファンドの存続期間 (設置期限) は概ね15年とされ、2025年以降、相次ぎその期限を迎えることとなっており、今後、最終的に収支がプラスとなって終えられるのか、注視すべきである。今年もまもなく政府の検証結果が公表される時期となるが、関心を持って見ていきたい。

(予算委員会調査室 星正彦 内線 75320)

³ 「日本経済再生に向けた緊急経済対策」2013年1月11日閣議決定、耐震・環境不動産形成対策費補助金交付要綱 (2013国土動整第26号)、平成24年度地球温暖化対策推進事業費国庫補助金交付要綱 (2013環政経発第1303083号) 等